

がん保険の対象可否

1. がん保険のお支払いの対象となる疾病について

がん保険のお支払いの対象となる疾病につきましては、以下のとおりです。
詳しい保障内容につきましては、保険証券または「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

悪性新生物



上皮内新生物 (※1)

がお支払いの対象となる保険

- | | |
|--|----------------------------------|
| ①「生きる」を創るがん保険 WINGS | ⑦生きるためのがん保険Daysプラス |
| ②生きるためのがん保険Days1(デイズワン)
(ALL-inも含む) | ⑧生きるためのがん保険 寄りそうDays |
| ③生きるためのがん保険Days1 プラス | ⑨アブラックのがん保険f(フォルテ) |
| ④新 生きるためのがん保険Days(デイズ) | ⑩ご契約者のためのがん保険f(フォルテ) |
| ⑤新 生きるためのがん保険Daysプラス | ⑪21世紀がん保険
(上皮内新生物特約を付加している場合) |
| ⑥生きるためのがん保険Days(デイズ) | |

※1 診断給付金の保障がある場合、上皮内新生物に対する診断給付金のお支払い額は、診断給付金額の1割です。

悪性新生物

がお支払いの対象となる保険

「がん保険」「新がん保険」「スーパーがん保険」など、上記①～⑩以外のがん保険特約MAX・充実PACK(上皮内新生物・新手術特約)・女性疾病特約(※2)などが付加されている場合は、上皮内新生物について特約のお支払いの対象となります。

※2 女性疾病特約で保障する上皮内新生物は、約款に定める女性特定疾病に限られます。
詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

がん保険の対象可否

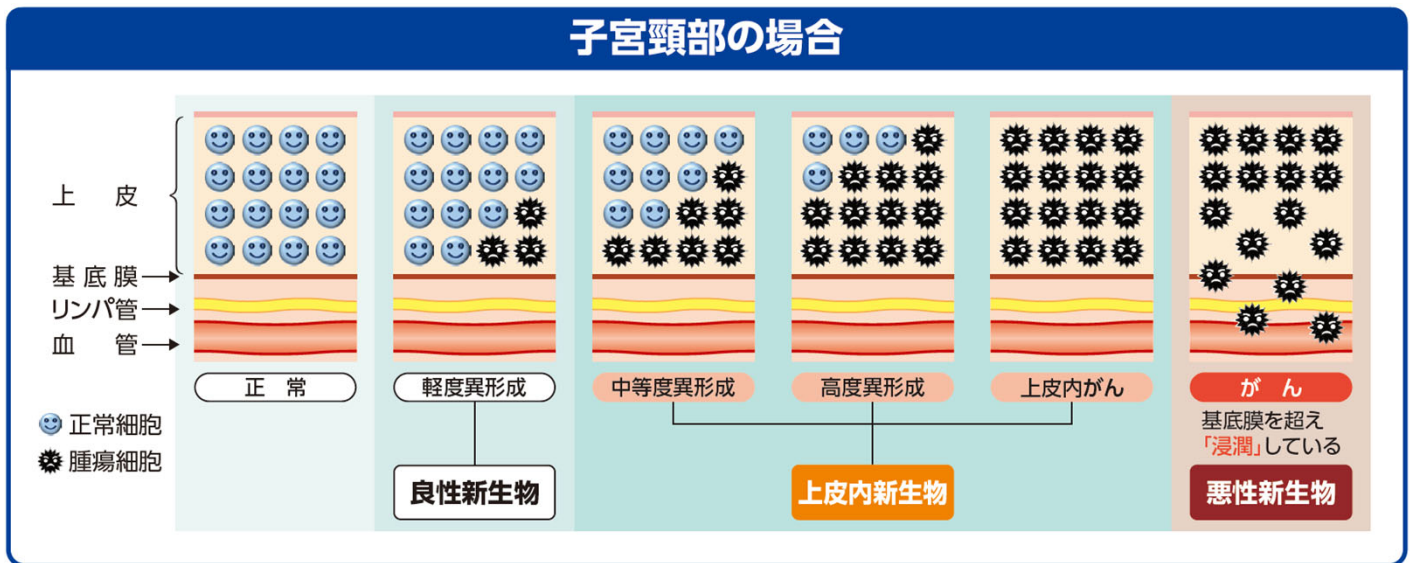
2. がん(悪性新生物)とは

私たちの身体は約60兆個の細胞からなっています。これらの細胞はそれぞれの役割を果たし、ある一定の調和を保っています。がん細胞はこのような正常細胞が変化して生まれるもので、身体全体の調和を無視して無秩序に増え続けるのが第一の特徴です。さらにはがん細胞はまわりの正常な組織に侵入する(浸潤)性質や、血管やリンパ管を通して身体のいたるところに定着し、そこで増殖する(転移)性質があります。がんが他の病気と大きく異なるのはこれらの性質によります。これらの性質のため、がんは悪性の病気であるといわれてきました。しかし、治療法や薬がよくなり、初期であれば治る病気になってきています。

(出典:社会保険出版社 生活習慣病のしおり2022)

※「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い

「がん」とは「悪性新生物」のことで、上皮性腫瘍においては病変が基底膜を超えて(大腸については粘膜下へ)浸潤しているものをいい、血管やリンパ管を通して転移する可能性のあるものをいいます。一方、「上皮内新生物」とは、病変が上皮内(大腸については粘膜内)にとどまっているものをいい、血管やリンパ管に接していないため、転移しないことが「がん(悪性新生物)」との大きな違いです。



がん保険の対象可否

アフラックにおける「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の定義は、WHO(世界保健機関)が定める「悪性新生物」、「上皮内新生物」の規定に基づきます。詳細は、「3. 当社のがん保険の対象疾病に関する判断基準となる資料について」をご確認ください。

WHOが定める「悪性新生物」、「上皮内新生物」の規定は定期的に改訂されており、近年は「上皮内新生物」に含まれる異常の範囲が広がる傾向にあります。

上皮内新生物に含まれるもの	子宮頸部の上皮内がん(CIS)・高度異形成(CIN3)・中等度異形成(CIN2)・HSIL(*1)、大腸の粘膜内がん・高度異形成・High-grade adenoma、乳腺の非浸潤がん、膀胱の非浸潤がん、皮膚のポーエン病 など
がんにも上皮内新生物にも含まれないもの	子宮筋腫などの「良性腫瘍」、子宮頸部の軽度異形成(CIN1)・LSIL(*2) など

(*1) High-grade Squamous Intraepithelial Lesion
(*2) Low-grade Squamous Intraepithelial Lesion

名称に「がん」という文字がない疾患であっても、「がん保険」の支払対象となることもあります。

<「がん」という文字が含まれていないものの、「がん保険」の支払対象となる疾患の例>

- ・多発性骨髄腫
- ・骨髄性白血病
- ・真性赤血球増加症<多血症>
- ・骨髄異形成症候群
- ・慢性骨髄増殖性疾患
- ・本態性(出血性)血小板血症
- ・骨髄線維症
- ・慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]

がん保険の対象可否

3. 当社のがん保険の対象疾病に関する判断基準となる資料について

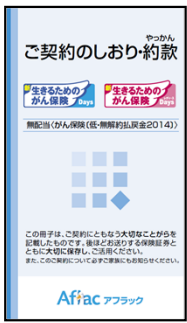
当社がん保険の対象となる疾病かの判断は、約款上に記載した以下の資料に基づき判断しています。

- ・厚生労働省大臣官房情報統計部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」
- ・厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類－腫瘍学」(※)

なお、約款上の上記資料における分類に該当するか否かの判断においては、WHO(世界保健機関)の下部組織である国際がん研究機関(IARC)が出版する「The International Histological Classification of Tumours」シリーズ(通称ブルーブック 以下ブルーブックと記載します。)を参考にしています。

※約款によって資料名は異なります。

<ブルーブックと約款上に記載した資料との関係性について>

	約款	厚生労働省刊行物	WHO刊行物	国際がん研究機関(IARC)刊行物
書籍名		<ul style="list-style-type: none"> ● 疾病、傷害および死因統計分類提要 ● 国際疾病分類－腫瘍学 	<ul style="list-style-type: none"> ● International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems (通称名:ICD) ● International Classification of Diseases for Oncology (通称名:ICD-O) 	<ul style="list-style-type: none"> ● The International Histological Classification of Tumours シリーズ (通称名:ブルーブック)
解説	<p>約款とは、ご契約についての取り決めを記載したものです。この中で、当社がん保険の対象となる疾病かの判断は、厚生労働省の刊行物である「疾病、傷害および死因統計分類提要」および「国際疾病分類－腫瘍学」に基づく旨を規定しています。</p>	<p>「疾病、傷害および死因統計分類提要」および「国際疾病分類－腫瘍学」は、それぞれWHOが刊行するICD、ICD-Oと呼ばれる分類の日本語訳の書籍です。</p>	<p>「ICD」は、死因や疾病を国際比較するための統計分類です。このICDに準拠して、腫瘍を組織型でより詳しく分類したものが「ICD-O」です。実際に個別の病変がどの組織型による分類に当てはまるのかをWHOが基準として示した教科書がIARCの出版した「ブルーブック」です。</p>	<p>IARCは、WHOががんの研究のために設立した下部組織です。標準的な腫瘍分類を各国に提供するために、日本を含めた各分野を代表する多くの病理学者の研究成果をWHOの最新の基準として各臓器ごとに「ブルーブック」として発行しています。</p>

保険金・給付金をご請求されるお客様において、がんの定義等についてご不明な点がある場合、または当社の保険金・給付金のお支払いに関する判断基準となる、厚生労働省、WHO等の国際機関の資料を確認されたい場合は、下記までご連絡ください。